

決報告書

における原野入会権をめぐる紛争事件に關する質問に対する答弁書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

公海に關する条約の締結について承認を求める

の件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ

き、税務署の設置に關し承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

宇宙開発委員会設置法案

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

宇宙開発委員会設置法案

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

横川正市君から、政治資金規正法改正に関する緊急質問が提出されております。

横川君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。横川正市君。

〔横川正市君登壇、拍手〕

○横川正市君 私は、日本社会党を代表して、政界浄化のために絶対に必要と、党派心を離れて決意をいたしました政治資金規制にかかる法律案

が、審議会の五次にわたる答申があるにもかかわらず、いまだ提出されていない問題について、總理並びに自治大臣に質問をしようとするものであります。(拍手)

昨日、衆議院は、わが党の西宮氏を代表に立てて本件を議題として質問をいたしました。

私がまず第一にお尋ねしたいのは、西宮氏の質問要旨は、およそ七項目に分かれ、今日、世論の中にある多数意見と考えるのであります。また、この質問の要旨は、あらかじめ国会の係を通じて總理に手渡されているものと考えますが、この質問内容のどこが問題で衆議院の議事が紛争したのか、事実と相反することがあるのならば、そこは一体どの個所であるのか。また、この質問に対して、總理の所見を明らかにしていただきたいと思ふのであります。(拍手)

公職選挙法の一部を改正する法律

船舶安全法の一部を改正する法律

総理府設置法の一部を改正する法律

宇宙開発委員会設置法

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

同日本院において承認することを議決した左の件

公海に關する条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十六年の満載喫水線に關する國際条約

の締結について承認を求めるの件

うことは、どういうことかということでありま

す。第三は、現行法の資金公開の原則が守られていない事実についてであります。

第五は、財界と政党の構造的な利害供与と政治資金の事件についてであります。

第六は、答申を受け立 法化しようとしている

のかという問題であります。

第五は、金のかかる選舉は否定できないとされ

ば、それぞれの議員はどうして金を入手してい

るかといふ政治不信は一そろきびしいものがあ

ると思ひであります。ことに不愉快なまりな

いのは、今までの政府与党の答申立案案化の作業

が、経過並びに国会における議会を通じて、ま

た、その政治姿勢を見ると、佐藤総理の再三の

公約にもかかわらず、政府並びに与党自由民主党

は、政治資金規制問題に本気に取り組んできたと

疑惑による政治不信は一そろきびしいものがあ

ると思うのであります。ことに不愉快なまりな

いのは、今日までの政府与党の答申立案案化の作業

が、経過並びに国会における議会を通じて、ま

た、その政治姿勢を見ると、佐藤総理の再三の

公約にもかかわらず、政府並びに与党自由民主党

は、政治資金規制問題に本気に取り組んできたと

疑惑による政治不信は一そろきびしいものがあ

ると思うのであります。ことに不愉快なまりな

腐敗の表面化の現実を前にして、なつかつ精神論だけでは責任は済まされないのです。特に日通のような「請負その他特別の利益を伴う契約の当事者」その他公職選挙法百九十九に規定する会社からは、政治資金についても寄付は一切受け取らないと宣言するくらいの政治姿勢を示すこと

だけ反省を繰り返して済まされる問題ではないと思います。ただ単に、みずからそりを正すと、口には思ひのであります。選挙制度審議会は、きれいな政治資金へ政党が向かうべき道として、「政党は、できるだけすみやかに近代化、組織化を図り、「それにより「おおむね五箇年を目途としての個人献金と党費によりその運営を行なう」ことを前提として、さしあたって当面の政治資金規制の措置を講ずることが緊急事項だとしているのであります。

総理は、国会におけるたびたびの質疑に対し、こう答えております。読み上げるまでもないのですが、ありますけれども、まあ思い返していただきたいと思うのであります。が、「選挙制度審議会の答申を尊重しなきやならぬことは、これはもうおはつきりあらゆる機会に申し上げております。したがつて、その点では党員はみんな同じ考え方だと思っております。」「政治資金規制、これはむずかしい問題を幾つも包蔵しております、研究すれば研究するほど困難な問題であります。しかしながらないものだと、かように思つておる。」「昨年のこととしと私の考え方、また決意には変わりございません」と答弁されておるのであります。

総裁として、これこそ勇断をもつて臨まなければならぬものだと、かように思つておる。「昨年のこととしと私の考え方、また決意には変わりございません」と答弁されておるのであります。

ります。ただ単に、みずからそりを正すと、口にはだけ反省を繰り返して済ませられる問題ではないと思うのであります。選挙制度審議会は、きれいな政治資金へ政党が向からべき道として、「政党は、できるだけすみやかに近代化、組織化を図り、「それにより「おおむね五箇年を目途」としての個人献金と党費によりその運営を行なう」ことを前提とし、して、さしあたって当面の政治資金規制の措置を講ずることが緊急事項だとしているのであります。

が、総理自身のます第一にとるべき措置ではないかと思うのであります。あわせて所信お伺いたいと思います。単に法に触れなければ許されるとする現実ではないのであります。

の答弁の中に、「筋道だけは間違えないといふ決意だけは持つております。」と、こう言っておりました。そういう自治大臣は、答申に沿った法案などをいろいろ形で提出しようとしてされるのか、重ねて明快な答弁をいただきたいと思うのであります。手直し作業が骨抜き作業として調整中というのであれば、総理の責任はまことに重大であります。総理は、六四年十二月自由民主党の総裁に就任以来、野党の反対を押し切って、幾つかの法案を国会で成立いたさせました。たとえば、ILO八十七号

論議される焦点になるなら、いわゆる政党への政治活動に対する献金、これはひとつ明確にしていただいて、そして私生活に使ったお金というようなものは、これは報告の義務を与えて、同時に、それに献金したほうは、政治活動してもらおうと思ったのだが、私生活に金を投入したのでありますから、これは預金取り扱いをしない、こういうくらいなきびしさを、実は両者に与えておくことが私は必要なんではないかと、こう思うのであります。

さらに、制限額をこえた寄付でありますけれども、これは受けたほうも、あるいは出したほうも、明らかに今日の世論に違反をいたしております。そういうようなものに対しては、当然これは罰則をきびしくするということで臨むべきだと、私は思うのでありますけれども、総理並びに自治大臣の見解をお伺いいたしたいと思います。

最後に、資金の公開制確立について、今回いろいろな事情で、たとえば最悪の事態をこの法案で見るというような現実になりましたが、この公開制確立の問題だけは、これは実現すべきである、こういうふうに私どもは考えるわけであります。

この点のお答えをいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○國務大臣(佐藤榮作君) 横川君にお答
えす。

政界の浄化並びに政党の近代化等につきましては、私も私なりにいろいろ努力をしておるところであります。ただいまお話をありました政治資金規制、二つ文書につきましては、一つはもとより

事件以来と申しますか、前衆議院選挙以来、この問題を取り組んでおります。そうして毎回同じようなお答えをいたしてまいりました。それについても、どうも今まででも実現しなかつたというところで、私たいへん非難されることなどと思いましたが、あまりそういう声は横川君のお話からはないつづきござります。ム田身のところ、どう大變

でこれはいいとは思つておりません。今日まで提案ができない、まことに残念だったと、国民に対しても遺憾に思つております。しかし、今回はせひとも通したい、かように考えておりますので、いまでもしばしば聞かれましたように、この国際もたいへん迫つております。そういう際でございましただけに、ぜひとも今は出したい、あるいは三月末にはと、二度も申してまいりましたが、もうすでに四月の末でござります。そうして会期もたいへん迫つております。そういう際でございましただけに、ぜひとも今は出したい、最近はその調整もた出来ました事柄、これはそれより以上は申しませんでした。

そこで、西君の指摘されました、提案がおくられたこと、これについては、私だいま率直に申し述べないと申しておりますし、また党内の反対、これもございますが、ただいま調整いたしておりましたから、あまり御心配なさらないようにお願いをいたします。

資金公開の原則、これは今回の大きな改正の点だと思います。真剣にこの問題と取り組んでおりました。金がかかるのか、こういうお尋ねでござりますが、金がかかるのは選挙運動いたしまして、政治活動なり、あるいは選挙運動いたしまして、皆さん方もお気つきのように、会場一つ借りるにいたしましたが全然かからないわけではありません。特に通信費などはよほどかさんであります。専門家が特権階級であるように国民から思われるようになります。

また、この前の選挙以来、净化の公約はどうなったかと、こういうおかりであります。先ほど、この政治資金規正法の改正に近く成案を得たが、承いただきたいと思います。

与党は本気でないんじゃないのかといふ御批判でございますが、もちろん、私をはじめ与党の各政治家とも、党员ともこの問題については、まさに真剣であります。これは政党的近代化をかくこと、それ自身が、たいへん真剣である証拠であります。しかしながら、御指摘になりましたように、党内におきましては派閥がある、これは大きいところにも、また小さい政党にも同様だと思います。しかし、この派閥が最近の政党の近代化をはばかること、こういうお尋ねでございます。私はどういふ点が審議の問題になりましたが、これは議場の取り扱い方のようと思つておりますけれども、さすがに参議院におきましては、表現の自由はございまして、たいへんお話を聞きたい。どうも衆議院においては、みずから品位を保つておる、あるいは権威を高めた、かように思われないような発言がしばしば行なわれております。そういうことで、たいへんお話を聞きたい。どうも衆議院におきましては、みずから品位を保つておる、あるいは権威を高めた、かように思われないような発言が実は問題だったろうと思います。ただいま言わ

が、しかし、これは政治家自身がきめる、こういふことで臨まなければならぬと思います。また、過去の政治家がたいへん国民のために清廉な政治をしたという、そういう例から井戸深い例をあわせられましたが、私も過去の政治家には幾多のそれをいたしましたが、私はたいへんこの点を政治家のためにも残念に思つております。で、したがいまして、これらは政治家自身がういうことを伺いますけれども、ただいま、どうもございませんが、ただいま調整いたしております。

そこで、昨日、衆議院における西宮君の質問について、七項目についてお話をございました。この質問がたいへん問題になつたのは一体どこのかと、こういうお尋ねでございます。私はどういふ点が審議の問題になりましたが、これは議場の取り扱い方のようと思つておりますけれども、さすがに参議院におきましては、表現の自由はございまして、たいへんお話を聞きたい。どうも衆議院においては、みずから品位を保つておる、あるいは権威を高めた、かように思われないような発言がしばしば行なわれております。そういうことで、たいへんお話を聞きたい。どうも衆議院におきましては、みずから品位を保つておる、あるいは権威を高めた、かように思われないような発言が実は問題だったろうと思います。ただいま言わ

れました事柄、これはそれより以上は申しませんでした。

そこで、西君の指摘されました、提案がおくられたこと、これについては、私だいま率直に申し述べないと申しておりますし、また党内の反対、これもございますが、ただいま調整いたしておりましたから、あまり御心配なさらないようにお願いをいたします。

資金公開の原則、これは今回の大きな改正の点だと思います。真剣にこの問題と取り組んでおりました。金がかかるのか、こういうお尋ねでござりますが、金がかかるのは選挙運動いたしまして、政治活動なり、あるいは選挙運動いたしまして、皆さん方もお気つきのように、会場一つ借りるにいたしましたが全然かからないわけではありません。特に通信費などはよほどかさんであります。専門家が特権階級であるように国民から思われるようになります。

また、この前の選挙以来、净化の公約はどうなったかと、こういうおかりであります。先ほど、この政治資金規正法の改正に近く成案を得たが、承いただきたいと思います。

与党は本気でないんじゃないのかといふ御批判でございますが、もちろん、私をはじめ与党の各政治家とも、党员ともこの問題については、まさに真剣であります。これは政党的近代化をかくこと、それ自身が、たいへん真剣である証拠であります。しかし、やはり現実と理想的な形との間には、相当の差がござりますので、現実に合うように、やはり弾力的な案を今日はつくらなければならないだろと、そういうところがどうも成立をはばむのではないか、かように私は思いますので、現実に即した案をつくるようになだいま取り組んでおる次第であります。

また、最後に、罰則の強化あるいは監査権、あるいは損金扱い等についてもお話をございましたが、赤澤君からお答えすることにいたしますが、公開の原則はぜひ実現すると、こういうこととでせつからく努力しておる最中でござります。

以上申し上げます。(拍手)

〔國務大臣赤澤正道君登壇、拍手〕

○國務大臣(赤澤正道君)お答えいたします。

総理が早く成案を得て出せとおっしゃいましたけれども、なぜ党内で調整に手間どつたかと申しますと、これは腹のうちでは御承知になつておると思いますが、一口に言えば車の両輪論などがあります。選挙制度審議会で最初池田総理がどういう諮問をしたかと申しますと、言うまでもなく、いまの選挙区制というものを改めて、金のかからない政党本位の選挙をやれないものか、それを検討してほしいということが、選挙制度審議会の命題になつております。しかし、御案内のよくな経過をたどつておりまして、なかなか結論が出なかつた

2 戸籍費	本籍人口	一段階補正、態容補正及び寒冷補正
3 住民基本台帳費	世帯数	段階補正、態容補正及び寒冷補正
4 その他の諸費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

面積	一種別補正
----	-------

昭和四十三年度から昭和五十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき普通交付税の額及び特別事業債償還交付金の額の合算額又は当該各年度分として各都道府県に對して交付すべき普通交付税の額とみなす。
--

付税の総額及び特別事業債償還交付金の総額の合算額又は当該各年度分として各都道府県に對して交付すべき普通交付税の額及び特別事業債償還交付金の額の合算額は、当該各年度分として交付すべき普通交付税の額とみなす。
--

別表を次のように改める。

第十三条第九項中「急増した地方団体」の下に「、人口、学校数その他の測定単位の数値が急激に減少した地方団体」を加える。

附則第六項を削り、第七項を第十六項とし、第五項の次に次の十項を加える。

昭和四十三年度に限り、当該年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律（昭和四十年法律第二百五十四号。次項において「昭和四十年度特例法」という。）第二条第一項の規定により算定した額から四百五十億円を控除した額に、交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）附則第二十三項の規定による借入金の額として昭和四十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された二百五十億円を加算した額とする。

昭和四十四年度から昭和四十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、昭和四十年法律第二百五十四号。次項において「昭和四十年度特例法」という。）第二条第一項の規定により算定した額から四百五十億円を加算した額から当該各年度における借入金の額に相当する額とする。

前項の借入金の額は、昭和四十三年度において借り入れる借入金にあつては附則第六項の借入金の額として同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された額とし、昭和四十四年度又は昭和四十五年度において借り入れる借入金にあつては交付税及び譲与税配付金特別会計法附則二十四項の規定による借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

前項の借入金の額として同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された額とし、昭和四十四年度又は昭和四十五年度において借り入れる借入金にあつては交付税及び譲与税配付金特別会計法附則二十四項の規定による借入金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

前項の各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額は、昭和四十三年度分にあつては九十億円とし、昭和四十四年度から昭和五十六年度までの各年度分にあつては政令で定める基準に従い予算で定める額とする。

特別事業債償還交付金は、各年度ごとに、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる都道府県に對して交付するものとし、各年度分として各都道府県に對して交付すべき特別事業債償還交付金の額は、当該各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額を各都道府県に係る第十条第二項の財源不足額（同項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県に係る同項の式により算定した額）であん分した額とする。

前項の各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額は、昭和四十三年度分にあつては一千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

各年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の総額が附則第十一項及び前項の規定によつて、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

道府県	三 教育費	一 警察費		測 定 単 位	單 位 費 用
		地 方 团 体 の 種 類	經 費 の 種 類		
	1 小学校費	1 土木費	一 警察費	警 察 職 員 數	一人につき一、二四一・〇〇〇〇〇円(銭)
	2 中学校費	1 道路橋りょう費	二 土木費	一平方メートルにつき 四六四〇	
	3 高等学校費	2 河川費	1 道路の面積	一メートルにつき 一三〇六〇	
	4 その他の教育費	3 港湾費	2 河川の延長	一メートルにつき 四、六五〇〇〇	
	5 盲学校、聾学校及び養護学校費	4 その他の土木費	3 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき 一、一五〇〇〇	
	6 人口	5 海岸保全施設の延長	4 人口	一メートルにつき 五三九〇〇	
	7 生徒数	6 教職員数	5 海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三六四〇〇	
	8 教職員数	7 学校教員数	6 教職員数	一人につき 五八〇〇〇	
	9 教職員数	8 学校教員数	7 学校教員数	一人につき 一三一、〇〇〇〇〇	
	10 教職員数	9 人口	8 人口	一人につき 五六〇、七〇〇〇〇	
	11 教職員数	10 人口	9 人口	一人につき 一三二、〇〇〇〇〇	
	12 教職員数	11 人口	10 人口	一人につき 九七七、九〇〇〇〇	
	13 人口	12 人口	11 人口	一人につき 九、六八〇〇〇	
	14 人口	13 人口	12 人口	一人につき 二三九、〇〇〇〇〇	

市町村		一 消防費		二 土木費		三 道路構りよう費	
人口	人口	道路の面積	道路の延長	港湾費	港湾(漁港を含む。)における係留施設の延長	都市計画費	都市計画区域における人口
4 3 2 1	厚生労働費 生活保護費 社会福祉費 保健衛生費	4 3 2 1	4 3 2 1	4 3 2 1	4 3 2 1	4 3 2 1	4 3 2 1
4 3 2 1	人口	市部人口	人口	人口	人口	人口	人口
人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
1 人につき	1 人につき	1 人につき	1 人につき	1 人につき	1 人につき	1 人につき	1 人につき
六〇九〇〇	二一四〇〇	一九三〇〇	五二一〇〇	九三七〇〇	九〇八、六〇〇〇〇	一、一四三、〇〇〇	一〇二八、〇〇〇

昭和四十三年四月二十七日 参議院会議録第十七号 地方交付税法の一部を改正する法律案

失業者数	一人につき	一〇七、九〇〇〇〇	五 労働費
農家数	一戸につき	六、七二〇〇〇	1 農業行政費
商工業の従業者数	一人につき	四六四〇〇	2 商工行政費
林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	四、五二〇〇〇	3 その他の産業経済費
市町村税の税額	千円につき	一一四〇〇	六 その他の行政費
本籍人口	一人につき	七六〇〇〇	1 借税費
世帯数	一世帯につき	三五四〇〇	2 戸籍費
人口	一人につき	一、六七〇〇〇	3 住民基本台帳費
面積	一平方キロメートルにつき	三五二〇〇〇〇	4 その他の諸費
災害復旧事業費の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇	七 災害復旧費
充てた地方債の元利償還金	千円につき	一二五〇〇〇	八 特定債償還費
公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇	九 辺地対策事業償還費
辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九〇〇〇〇	十 特別事業償還費
昭和四十三年度分の基準財政需要額を算定する場合における地方交付税法第十二条の規定の適用については、同条第一項の表の道府県の項及び市町村の項中	旧費 災害復旧事業費 地方債の財源に充てた 元利償還金	とあ	この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

同条第一項の表中

三十九 災害復旧費	三十 災害復旧費
源に充 てた地財	方債の元利償還金
災害復 旧事業費	災害復 旧事業費
の元利償 還金	において償還すべき元金の昭和四十四年三月三十日における額
(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国庫の行なう災害復旧事業に係る負担金を充てるため起しめた地方債の当該年度における元利償還金	昭和四十四年三月三十日における額
(2) 沈下、地盤変動若しくは海岸侵食による防除のための事業に係る経費又は国庫の行なう地盤沈下、地盤変動若しくは海岸侵食による防除のための事業に係る負担金を充てるため起しめた地方債の当該年度における元利償還金	昭和四十四年三月三十日における額
(3) 地盤沈下等対策事業債といふの当該年度における元利償還金	昭和四十四年三月三十日における額
(4) 地盤沈下等対策事業債といふの当該年度における元利償還金	昭和四十四年三月三十日における額
(5) 地盤沈下等対策事業債といふの当該年度における元利償還金	昭和四十四年三月三十日における額

とあるのは、

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。
昭和四十三年度分の基準財政需要額を算定する場合における地方交付税法第十二条の規定の適用について、同条第一項の表の道府県の項及び市町村の項中

「七 災害復旧費」
の財源に充てた
地方債の元利償とあ

については、同条第一項の表の道府県の項及び市町村の項中

適用する。

୧୩

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
国立病院特別会計法の一部を改正する法律
国立病院特別会計法（昭和二十四年法律第百九
十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立がんセンター」の下に「並
びに国立療養所」を加え、同条第二項中「又は「國
立がんセンター」を、「国立がんセンター」又は
「國立療養所」に、「又は國立がんセンター」を、「國
立がんセンター」又は「國立療養所（らい療養所を除
く。）」に改める。

第二条の次に次の二条を加える。

（勘定区分）

第一条の二 この会計は、病院勘定及び療養所勘
定に区分する。

第三条中「この会計においては」を「病院勘定に
おいては」に改め、同条に次の二項を加える。

2 療養所勘定においては、国立病院特別会計

法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律
第一号）附則第九項の規定により一般会計

から当該勘定に帰属した資産の金額をもつて基
金とする。

第二項の規定による整理が行なわれる」とによ
り増減するものとする。

第四条中「この会計」を「病院勘定」に改め、同条
に次の二項を加える。

2 療養所勘定においては、療養所収入、一般会
計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる
収入、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳
入とし、國立療養所の経営費、施設費、看護婦
養成費、借入金の償還金及び利子、一時借入金
の利息その他の諸費をもつてその歳出とする。

第六条中「歳入の性質及び歳出の目的に従つ
て、款及び項に区分する」を「病院勘定及び療養所
勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつて
は、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出に
あつては、その目的に従つて項に区分する」に改
める。

第八条中「この会計」を「各勘定」に改める。

第八条の二第一項中「この会計において、國立
病院の」を「各勘定において、」に、「この会計」を
「当該勘定」に改める。

第九条第一項中「この会計」を「各勘定に」に、
「この会計」を「当該勘定」に改める。

第十条中「本会計」を「各勘定」に改める。

第十四条第一項中「この会計」を「各勘定」に、
「これを利益の繰越しとして」を「これを当該勘定
の基金に組み入れて」に改め、後段を削り、同条
第二項中「この会計」を「各勘定」に、「前項の規定
により繰り越した利益」を「当該勘定の基金」に改
め、ただし書を削る。

第十五条第一項中「この会計」を「各勘定」に改
め、「これを」の下に「当該勘定の」を加え、同条第
二項中「この会計の積立金」を「各勘定の積立金」
に、「この会計」を「当該勘定」に改める。

第十五条の二及び第十六条第一項中「この会計」
を「各勘定」に改める。

第十七条第一項中「この会計」を「各勘定」に改
め、同条第二項中「この会計の」を「各勘定の」に、
「この会計」を「当該勘定に」に改め、同条の次に
次の一項を加える。

（勘定間における資産の移動の無償整理）

第十七条の二 この会計の各勘定の間ににおいて、
資産の所属を移すときは、政令で定めるところ
により、無償として整理することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の國立病院特別会計法の規定は、昭和
四十三年度の予算から適用し、昭和四十二年度

3 財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第三十
一条第二項の規定により昭和四十三年度の暫定予
算が失効することとなつた場合には、國立病院
特別会計に係る当該暫定予算に基づいて了した支
出又は債務の負担は同年度のこの会計の病院勘
定の予算に基づいてしたものと、一般会計に係
る当該暫定予算に基づいてした支出又は債務の
負担で國立療養所（らい療養所を除く。以下同
じ。）に係るものは同年度のこの会計の療養所勘
定の予算に基づいてしたものと、それぞれみな
す。

4 この法律の施行の日の前日までに収入した昭
和四十三年度分の國立病院特別会計の歳入又は
國立療養所に係る歳入は、それぞれこの会計の
病院勘定又は療養所勘定の歳入とみなす。

5 昭和四十二年度の國立病院特別会計の歳出予
算に係る経費で財政法第十四条の三第一項若し
くは第四十二条ただし書又は改正前の國立病院
特別会計法（以下「旧法」という。）第十六条第一
項の規定による繰越しを必要とするものは、こ
の会計の病院勘定に繰り越して使用することができ
る。

6 旧法第十五条第一項本文の規定により國立病
院特別会計の積立金として積み立てるべる金額
は、この会計の病院勘定の積立金として積み立
てるものとし、同項ただし書の規定により昭和
四十三年度の歳入に繰り入れるべき金額は、こ
の会計の病院勘定の同年度の歳入に繰り入れ
るものとする。

7 昭和四十二年度の一般会計の歳出予算のう
ち、厚生省所管の國立療養所に係る経費で財政
法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書
の規定による繰越しを必要とするものは、この
会計の療養所勘定に繰り越して使用することができます。

8 前項の規定により繰越しをしたときは、財政
審査会を開き、参考人より意見を聽取る等、慎重
審議が行なわれましたが、その質疑のおもなるも
のを申し上げますと、本法案提出に至るまでのい
きさつ、國立療養所を一般会計から特別会計に移
す理由、特別会計移行に伴う独立採算制強化の懸
念、二割引き制度の廃止及び基準加算の実施に伴
う患者負担の増大の懸念、國立療養所における施

出又は債務の負担は同年度のこの会計の病院勘
定の予算に基づいてしたものと、一般会計に係
る当該暫定予算に基づいてした支出又は債務の
負担で國立療養所（らい療養所を除く。以下同
じ。）に係るものは同年度のこの会計の療養所勘
定の予算に基づいてしたものと、それぞれみな
す。

9 この法律の施行の際旧法による國立病院特別
会計に所属する権利義務又は一般会計に所属す
る権利義務で國立療養所に係るものは、政令で
定めるところにより、それぞれこの会計の病院
勘定又は療養所勘定に帰属するものとする。

10 旧法第十四条第一項の規定により昭和四十三
年度への利益の繰越しとして整理されるべき額
は、改正後の國立病院特別会計法第十四条第一
項の規定により病院勘定の基金に組み入れて整
理されるべき利益の額とみなす。

〔青柳秀夫君登壇、拍手〕

○青柳秀夫君 ただいま議題となりました國立病
院特別会計法の一部を改正する法律案につきまし
て、委員会における審査の経過及び結果を御報告
申し上げます。

國立療養所は、戦後におけるわが国の結核対策
を推進する上に大きな役割りを果たしてまいりま
したが、近年は、国民の疾病構造の変化に伴う各
種の長期慢性疾患等の新たな医療需要にこたえる
ため、現在の國立療養所の施設をすみやかに、か
つ、計画的に整備し、充実した医療を行ない得る
体制を確立する必要があると考えられます。

本案は、従来、一般会計で行なつておりました國
立療養所の経理を、新たに國立病院特別会計に移
すことにより、その収支を明確にするとともに、
借り入れ金の導入、資産の効率的活用、予算の彈
力的運用等を行なうことにより、その施設設備の
整備を促進し、あわせて、経営の円滑化をはかる
うとするものであります。

委員会におきましては、社会労働委員会と連合
審査会を開き、参考人より意見を聽取る等、慎重
審議が行なわれましたが、その質疑のおもなるも
のを申し上げますと、本法案提出に至るまでのい
きさつ、國立療養所を一般会計から特別会計に移
す理由、特別会計移行に伴う独立採算制強化の懸
念、二割引き制度の廃止及び基準加算の実施に伴
う患者負担の増大の懸念、國立療養所における施

設の整備、職員の充足等、諸般にわたる医療内容の向上、医師、看護婦等、職員の労働条件の改善、給与支払い遅延に伴う政府当局の責任、厚生省関係職員の綱紀問題等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

佐藤隆委員より質疑打ち切りの動議が提出され、多数をもつて可決されました。

採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。戸田菊雄君。

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、国立病院特別会計法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なるものであります。

国立療養所の特別会計移行が、こんなに大問題となりましたのは、さきに発表された医療保険の抜本改革試案とともに、政府・自民党的医療保障破壊政策の重要な柱になつておるからであります。しかも、医療保険の抜本改革に先行して、その受け入れ体制づくりの役割りを果たそらとしているからであります。

国立療養所は、戦争中の陸海軍病院や、傷痍軍人療養所を転用して、おもに結核、精神病、ハンセン氏病など、長期に療養を必要としたしまして患者を収容し、治療いたしてまいりましたことは、御承知のとおりであります。これらの病気は、普通、長期療養を必要としたしまして、患者の多くは収入の道を失い、家族も療養費を負担しきれない状況であります。そこで国は、その入院代など医療費を二割引といふと、さらに入院費に加算されます看護、給食、寝具の特別料金を免除してまいつたのであります。

現在、国立療養所は全国で百七十一、六万四千床、うち結核は百五十三、五万一千床を持ち、わが国医療制度の根幹とも言ふべきものであります。ところが、政府は、国立療養所の運営費、施

設費に合計三百五十七億円も支出しているのに、診療収入は百四十億円にすぎず、差し引き二百七億円の持ち出しになつておるから、これは不都合だといふのであります。

だから、収支が償うように、らい療養所を除いて特別会計にするのだと言っておるのであります。

佐藤内閣総理大臣は、口を開けば人権尊重を唱えますが、いま入院中の結核、精神障害患者などの入院療養を困難におとしいれ、これら患者の大部を療養所から追い出す結果になることは明白であります。

以下、具体的に反対の内容について申し上げたいと思うであります。

第一は、国立としての性格を放棄し、患者負担の増大をねらうものだからであります。

特会法の審議の中で、政府はことごとく、社会保険が発達した今日、二割引廃止は当然であり、特会法によっては、社会保険が発達した今日、二割引廃止は当然であります。しかしながら、二割引廃止は、社会保険が発達した今日、二割引廃止は当然であります。

第二は、國立療養所特別会計法は、現在、國立病院は一般会計で処理しているが、収入と支出に相互關係がないために、収入に不熱心となり、

第三は、多くの療養所がつぶされ、大量の労働者の首切りを招来するからであります。

独立採算制は、國立療養所の定員は、二万三千三百七十二名であります。現在國立療養所の定員は、二万三千三百七十二名であります。

第四は、結核、精神病児などの医療を後退させ、中斷させることになるからであります。

結核は減少したとはいふものの、まだ百四十万

人の患者が実際に保健所に登録されているのであります。

第五は、活動性患者で医療を受けられず放置され

ている者が、十四万人もいるのであります。決して手を抜いたり中斷してよい段階ではありません。

しかし、二万五千円で國立療養所に入所でき

ます。ですが、結核、精神病児、交通災害後遺症などを

設費に合計三百五十七億円も支出しているのに、診療収入は百四十億円にすぎず、差し引き二百七億円の持ち出しになつておるから、これは不都合だといふのであります。

だから、収支が償うように、らい療養所を除いて特別会計にするのだと言っておるのであります。

佐藤内閣総理大臣は、口を開けば人権尊重を唱えますが、いま入院中の結核、精神障害患者などの入院療養を困難におとしいれ、これら患者の大部を療養所から追い出す結果になることは明白であります。

以下、具体的に反対の内容について申し上げたいと思うであります。

第一は、國立としての性格を放棄し、患者負担の増大をねらうものだからであります。

特会法の審議の中で、政府はことごとく、社会保険が発達した今日、二割引廃止は当然であります。しかしながら、二割引廃止は、社会保険が発達した今日、二割引廃止は当然であります。

第二は、國立療養所特別会計法は、現在、國立病院は一般会計で処理しているが、収入と支出に相互關係がないために、収入に不熱心となり、

第三は、多くの療養所がつぶされ、大量の労働者の首切りを招来するからであります。

独立採算制は、國立療養所の定員は、二万三千三百七十二名であります。現在國立療養所の定員は、二万三千三百七十二名であります。

第四は、結核、精神病児などの医療を後退させ、中斷させることになるからであります。

結核は減少したとはいふものの、まだ百四十万

人の患者が実際に保健所に登録されているのであります。

第五は、活動性患者で医療を受けられず放置され

ている者が、十四万人もいるのであります。決して手を抜いたり中斷してよい段階ではありません。

しかし、二万五千円で國立療養所に入所でき

例でございまするけれども、これまで予防法のワクが十名分のところも、五名分となつてしまふ。県で国療に入所させたくとも、二分の一しか入所できなくなるのであります。精神ベッドも、昭和三十四年、国立四千二百九十六床、民間との比率九・七%が、四十年五千三百三十床と、十年間で千三十四床ふやしたのみで、比率は三%へと、六・七%も下がっているのであります。

精神重症児の医療の保障についても、民間、國立を問はず、医療費、重症児指導員に対する県の補助を加えても、収入に達していない。しかも、重症児と職員の比は、児童精神医学会の要望に見られますように、患者一対職員一には、はるかに及ばないのであります。採算を度外視しなければならない福祉的医療を特会にすること自体、理解に苦しむところであります。

以上、私は幾つかの例をあげ、反対してまいりましたが、國立とい、公立とい、もともとこれららの病院は赤字になるようだ。つまり、患者から医療費取り立てができるだけ低く抑えるようにつくられたものであるであります。

すなわち、國立療養所の割引制や、僻地の自治体病院は、その代表的なものであります。したがって、赤字は当然国費によつてまかない、國立療養所については、現行制度を維持するだけではなく、むしろ、積極的な改善が必要でありますし、自治体病院に対しては、一定の基準を設けて国が大幅に援助することが必要なのであります。

それにもかかわらず、佐藤内閣は、今次国会の審議を通じて明らかになりましたように、アメリカの極東侵略政策に追随をし、倉石問題に見られましたように、憲法を否定、軍国主義、汚職、公約無視等、數多くの政治不信を招来し、国民大衆からきびしい批判を受けるに至つておるのであります。そして総評、金労、日患同盟の労働者共闘会議に結集する全労働者をはじめ、多くの国民大衆が心から反対をいたしておるのであります。それにもかかわらず、本日わが党をはじめ、野党各

○議長(重宗雄三君)	○議長(重宗雄三君)
て、本案は可決せられました。	て、本案は可決せられました。
本日はこれにて散会いたします。	本日はこれにて散会いたします。
午後六時五十五分散会	午後六時五十五分散会
出席者は左のとおり。	出席者は左のとおり。
議員	議員
原田 矢追 中尾 秀彦君 立君 辰義君	原田 矢追 中尾 秀彦君 立君 辰義君
八田 一朗君 田代 富士男君 櫻井 多田 小平 井川 山田 木内 劍木 平泉 宮崎 山内 任田 大森 藤田	八田 一朗君 田代 富士男君 櫻井 多田 小平 井川 山田 木内 劍木 平泉 宮崎 山内 任田 大森 藤田
正雄君 亨弘君 四郎君 徹一君 省吾君 芳平君 伊平君 岩志郎君 省吾君 芳平君 伊平君 岩志郎君	正雄君 亨弘君 四郎君 徹一君 省吾君 芳平君 伊平君 岩志郎君 省吾君 芳平君 伊平君 岩志郎君
新治君 一郎君 渉君 正治君 一郎君 久司君 正明君	新治君 一郎君 渉君 正治君 一郎君 久司君 正明君
土屋 舟野 船田 柳田 桃太郎君 山本茂一郎君 中村喜四郎君 杉君	土屋 舟野 船田 柳田 桃太郎君 山本茂一郎君 中村喜四郎君 杉君
議長 副議長	議長 副議長
重宗 雄三君 河野 雄三君 謙三君	重宗 雄三君 河野 雄三君 謙三君
石本 黒柳 片山 武夫君 明君 茂君	石本 黒柳 片山 武夫君 明君 茂君
内藤 菅野 三郎君 北條 勝八君 谷口 麻吉君	内藤 菅野 三郎君 北條 勝八君 谷口 麻吉君
金丸 青田源 太郎君 宮崎 正義君 文三君	金丸 青田源 太郎君 宮崎 正義君 文三君
赤間 紅露 菅野 みつ君 喬作君 讓君	赤間 紅露 菅野 みつ君 喬作君 讓君

久保村上	中野沢田	八木見瀬	久保君一郎	勘文門君一精
大倉須藤	寺尾新谷寅	高橋青木二木	佐藤玉置	一郎君俊二君忠志君一男君
森中村	和田鈴木前川木村美智男君	迫水鹿島山下佐林屋魯次郎君	一郎君俊二君忠志君一男君	春江君謙吾君章君
永岡加瀬	伊藤澤田和田鶴一君	青柳岡村文四郎君	青柳岡村文四郎君	春江君謙吾君章君
光治君正市君	伊藤勝郎君	古池信三君	秀夫君	久常君俊雄君
伊藤五郎君	波勝男君	石原幹市郎君	茂嘉君	久常君俊雄君
伊藤五郎君	精一郎君	市藏君	秀夫君	久常君俊雄君
伊藤五郎君	豊君	前川旦君	秀夫君	久常君俊雄君
伊藤五郎君	君	木村恵吉君	秀夫君	久常君俊雄君
伊藤五郎君		伊藤明君	秀夫君	久常君俊雄君
伊藤五郎君		政治君	秀夫君	久常君俊雄君

<p>國務大臣 亀田 得治君</p> <p>秋山 長造君</p> <p>木村禧八郎君</p>	<p>内閣總理大臣 佐藤 築作君</p> <p>大蔵大臣 水田 三喜男君</p> <p>文部大臣 薩尾 弘吉君</p>	<p>羽生 三七君</p> <p>田中 一君</p> <p>松澤 兼人君</p>
<p>參議院議長 重宗 雄三殿</p>	<p>青森県三戸郡倉石村における原野入会権をめぐる紛争事件に関する質問主意書</p>	<p>赤澤 正道君</p>
<p>青森県三戸郡倉石村における原野入会権をめぐる紛争事件に関する質問主意書</p>	<p>青森県三戸郡倉石村又重部落における山林原野の入会権をめぐる紛争は、長期間裁判で争われた結果、昭和四十一年十一月二十五日最高裁判所は、第一、二審判決を棄棄自判した。すなわちこの判決は、最高裁判所が、民訴法第四百八条第一項第一号に規定する「確定した事実に基づき、裁判を為すに熟した」と判断したものであつて、本件原野についての入会権を「適法に確定した事実」と認めたものである。しかるに、その後同紛争は繼續し、昨年九月には、五戸警察署の武裝警官出動の事態にまで発展した。この事件に關し、次の諸点について質問する。</p>	<p>佐藤 築作君</p> <p>水田 三喜男君</p> <p>薩尾 弘吉君</p> <p>赤澤 正道君</p>
<p>一、政府は、最高裁判所昭和三四年(大)第六五〇号上告事件主文第一項をいかに解釈するか、本件原野の所有権及び入会権につきいかなる見解を有しているのか、その根柢を明らかにされたい。</p>	<p>二、青森県三戸郡倉石村大字又重丸主所有権者山田武雄外百四十二名と宮城県古川市中里字大屋敷二十九買主高橋兵輔とは昭和四十三年一月三十日山林売買契約を締結した。</p>	<p>右山林売買契約について、宮城県振金警察署北浜交番警察官、塙金署防犯課警察官が執拗に調査したことあるか。</p>

契約を解約するよう迫つたことがあるか。
県警はいかなる法的根拠に基づいて、山林立
木売買に干渉するのか。

右事実は警察法第二条第二項に違反してはい
ないか。

また右事実は刑法第一百九十三条に該当しては
ないか。

三、昭和四十二年九月三日本件山林に入会し、同
地上の立木を伐採運搬しようとした岩手県柴波
郡柴波町赤沢字杉町十九番地 木材業 及川貴
示 神奈川県鎌倉市大字大町 四丁目二番の十
一 弁護士 森吉義旭、八戸市大字塘塚字北塘
塚二十九番地 弁護士 浅石大和に対し、同日
午前十時頃五戸警察署長指揮の武装警察官十数
名が現場へ押し寄せ、拡声器をもつて連呼し、
この立木を切れば直ちに逮捕すると威嚇し、い
つでも発砲し得る態度を整えて現場作業員を連
行すると強要し、同現場から約五百メートル位
離れた草生地で取調べを開始する旨宣言して、前
記三名及び伐採作業員に対し「盜伐の疑」で取調べ
を同日午前十時から午後四時頃まで継続した事
実があるか。

また、右取調べを担当以外の警察官が武装のま
で現場を包囲して尽大なる恐怖感をいたかせ
た事実があるか。

五戸警察署長等の行為はいかなる法的根拠に
基づくか明らかにされたい。

昭和四十三年四月二十六日 内閣総理大臣 佐藤栄作

参議院議長 重宗 雄三殿 筆作

参議院議員黒柳明君提出青森県三戸郡倉石村に
おける原野入会権をめぐる紛争事件に対する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出青森県三戸郡倉石村に
おける原野入会権をめぐる紛争事件に対する質問
(1) 最高裁判所昭和三十四年(オ)第六五〇号
上告事件主文第一項をいかに解釈するか、
について述べる。

民法は、入会権については、その地方の
慣習に従うほか、共有の性質を有するもの
については、共有に関する規定を適用し
同法(第一六三条)、然らざるものについて

は、地役権に関する規定を準用する(同法
第二九四条)としているが、元來、入会権
とは土地の総有又は他人の土地に対する收
益権の準總有と解するのが学説、判例の一
致した見解である。

したがつて、入会権の存否について紛争
が生じた場合の入会権存在の確認を求める
訴は、権利者全員が共同してのみ提起しら
る固有必要的共同訴訟であることについて
も異論をみない。

従つて、入会権の存在確認の訴は、入会
権者全員が原告として訴えなければならな
いことはいうまでもない。であつて、標記
判決によれば、本件訴訟は、入会権者と主
張されている部落民全員によって提起され
たものではなく、その一部の者によつてな
されたものであると認定されているのであ
るから、第一、第二審判決のごとく「請求
を棄却する」旨の本件判決をなすべきでな
く、入会権の存否を判断するまでもなく、
当事者適格の欠缺を理由に訴を却下するの
が至当であつて、標記判決主文第一項もそ
の趣旨によるものであると解する。つき
に、

(2) 本件原野の所有権及び入会権につきいか
なる見解を有しているか、について述べ
る。

本件原野の所有権の主体及び入会権の存
否については、種々紛議を生じ、最終審ま
で争われた事案であり、その後も青森地方
裁判所八戸支部に再度訴が提起されている
由聞及んでいる。したがつて質問の事項
については、政府の見解を表明すべきもの
ではなく、すべからく裁判によつて確定せ
らるべきものと考える。

宮城県警察においては、青森県警察からの依
頼にもとづき、塩釜警察署員および古川警察署
員が高橋兵輔らについて売買契約の内容等の調
査を実施したのが執ような調査を行なつ
たところなく、また高橋兵輔に対して売買契約
の解除を迫つたこともない。

この調査は、犯罪の予防上の必要から行なつ
たものであつて山林立木売買に干渉したもの
はない。したがつてご指摘のように警察法第二
条第二項に違反するものではなく、また刑法第
二条第二項に違反するものではない。

一、委員会の決定の理由
要領書

昭和四十三年四月十八日
参議院議長 重宗 雄三殿
通信委員長 久保 等

沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備
の日本放送協会による設置及び無償貸付けに
関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日
参議院議長 重宗 雄三殿
通信委員長 久保 等

附 帯 決 議

一、政府は、次の各項について努力すること。
1. 駐留軍関係離職者等臨時措置法の存続期間の
延長に伴ない、特別給付金について、その増額
及び支給区分の拡大を考慮すること。
2. 駐留軍関係離職者に対する債務保証制度につ
いて、弾力性のある運用を行なうこと。
3. 身体障害者の雇用促進に関する心肺機能
障害者及び精神薄弱者に対する身体障害者雇用
促進法の適用拡大。同法に基づく法定雇用率の
達成並びに雇用減税の実現に努めること。

本法律案は、沖縄におけるテレビジョン放送
の普及を援助するため、日本放送協会が沖縄島
那覇地区にテレビジョン放送に必要な設備を設

置し、これを沖縄放送協会に無償で貸し付ける
ことができるることとするものであつて、妥当な
措置と認める。

一、費用
本法施行のため、日本放送協会昭和四十三年
度収支予算に三億五千万円が計上されている。

三、昭和四十二年九月三日、立木伐採現場に臨場
したのは五戸警察署長以下八名である。服装
は、けん銃を着装した制服の常装であつたが、
現場が森林内であるため事故防止上ヘルメット
を着用したものであつて、特に武装したもので
はない。

トランジスター・メガホンを使用したが、これ
は伐採機の騒音等で肉声では聞き取りにくかつ
たからである。「この立木を切れば逮捕する。」
などと言つたことはない。

及川貴示の指示によつて、伐採が中止された
のち、及川および伐採作業員五名に対しても倉石
警察官駆在所まで出頭を求めたが、応じなかつ
たので、伐採現場から約一〇〇メートル離れた
草原で、これらの者を森林法違反の疑いで取り
調べたものである。取り調べは午前十一時ごろ
開始し午後三時ごろまでにおおむね終了した
が、そのころから雨が降り出したので、取り調べ
未了であつた及川ほか一名に倉石警察官駐在所まで、任意出頭を求めて取り調べを繼續し、
午後四時ごろ終了した。

弁護士三名を取り調べたことはない。また、
取り調べの現場を警察官が包囲したことはない
い。

五戸警察署長らの行為は、警察法に定める警
察の責務として行なつたものである。

一、委員会の決定の理由
要領書
正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日
参議院議長 重宗 雄三殿
社会労働委員長 山本伊三郎

参議院議長 重宗 雄三殿
社会労働委員長 山本伊三郎

審査報告書

一、委員会の決定の理由
駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改
正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日
参議院議長 重宗 雄三殿
社会労働委員長 山本伊三郎

一、委員会の決定の理由
駐留軍関係離職者等臨時措置法の存続期間の
延長に伴ない、特別給付金について、その増額
及び支給区分の拡大を考慮すること。

一、本法施行に要する経費として、約三億七千五
百万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上さ
れている。

二、費用
本法施行に要する経費として、約三億七千五
百万円が昭和四十三年度一般会計予算に計上さ
れている。

一、委員会の決定の理由
要領書
正する法律案

沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備
の日本放送協会による設置及び無償貸付けに
関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日
参議院議長 重宗 雄三殿
通信委員長 久保 等

附 帯 決 議

一、政府は、次の各項について努力すること。
1. 駐留軍関係離職者等臨時措置法の存続期間の
延長に伴ない、特別給付金について、その増額
及び支給区分の拡大を考慮すること。

2. 駐留軍関係離職者に対する債務保証制度につ
いて、弾力性のある運用を行なうこと。

3. 身体障害者の雇用促進に関する心肺機能
障害者及び精神薄弱者に対する身体障害者雇用
促進法の適用拡大。同法に基づく法定雇用率の
達成並びに雇用減税の実現に努めること。

本法律案は、沖縄におけるテレビジョン放送
の普及を援助するため、日本放送協会が沖縄島
那覇地区にテレビジョン放送に必要な設備を設

審査報告書
所得税法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日

大蔵委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、給与所得控除額、障害者控除額の引上げ等によりその負担の軽減を図るとともに、適格退職年金の従業員掛金及び地方公共団体が心身障害者に関する実施する共済制度の掛金を生命保険料控除の対象とするほか、織損控除等の所得控除及び純損失の織越控除の適用要件を緩和する等所要の規定の整備合理化を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十三年度一千五十億七千三百万円である。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日

大蔵委員長 青柳 秀夫
参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、貸倒引当金その他の引当金の設定につき青色申告要件を廃止し、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の織越控除の適用要件を緩和する等課税所得の計算について簡素合理化を図るほか、退職年金積立金に対する法人税の税率を引き下げる等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十三年度約二千万円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よ
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月十八日

大蔵委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、輸出の振興等に資するため、輸出割増賞却制度等の拡充合理化を行ない、技術開発の促進に資するため、試験研究費の税額控除制度の拡充等を行ない、中小企業の構造改善に資するため、構造改善促進計画に係る中小企業者の機械等の割増償却制度等を創設するとともに、国債について別わく少額貯蓄非課税制度等を創設するほか、既存の特別措置につき価格変動準備金の積立率の引下げ及び合併又は特定設備の廃棄をした場合の税額控除制度の合理化並びに資本構成改善の場合の税額控除制度等の適用期限の延長を行なう等所要の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う昭和四十三年度の租税の減収見込額は、租税特別措置の拡充等により、四十億九千五百万円であるが、既存の租税特別措置の整備合理化により、同額の增收が予定されるので、増減収額の差額は生じない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働基準法及び労働者災害補償法による灾害補償との均衡を図るために、国家公務員に係る障害補償の額の算定の基礎となる身体障害の程度を定める表の規定の整備を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

定価 一部 二十五円
ただし良質紙は三十円
付送料

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地

大 蔵 省 印 刷 司

電話 東京 五八二 四四一六六

第十五号中訂正

ページ 段 行 原 文 訂正文

元一 一から三 直結する 直結しない